

県民せいきょう丹南きらめきグループホーム 運営規程

(目的)

第1条 この規程は、福井県民生活協同組合が開設する県民せいきょう丹南きらめきグループホーム（以下「事業所」という。）が行う認知症対応型共同生活介護事業（以下「グループホーム事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った、適切かつ円滑なサービスの提供を確保することを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本グループホーム事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境と地域住民の協力のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び心身の機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 本事業所において提供する認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 グループホーム事業の実施にあたっては、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めると共に、個別の介護計画を作成することにより、常に利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 4 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- 5 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- 6 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。
- 7 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 8 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 本グループホーム事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 県民せいきょう丹南きらめきグループホーム
- (2) 所在地 福井県越前市家久町49-4-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する介護従事者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤・併設事業所と兼務）
管理者は、従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
管理者は、適切なサービスを提供するために必要な知識及び経験を有する。
- (2) 計画作成担当者 1名
計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成すると共に、

連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行う。

(3) 介護職員 5名以上

介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

(事業の利用定員等)

第6条 利用定員は、1ユニット（1ユニットにつき9名）

2 居室（個室）、食堂、台所、浴室、その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設ける。（1ユニット当たり）

居室（個室）	9室
食堂	1室
台所	1室
浴室	1室
洗面所	2ヶ所
便所	2ヶ所

(定員の厳守)

第7条 事業所は、利用定員及び居室を超えて利用させない。ただし、災害その他のやむをえない事情がある場合は、この限りでない。

(内容及び利用手続きの説明及び同意)

第8条 事業所は、サービスの提供の開始に際して、利用申込者またはその家族に対して、運営規定の概要、職員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得たうえで利用者又はその家族等と利用契約を締結するものとする。

2 緊急を要すると管理者が認める場合にあっては、利用契約の締結はサービスの開始後でも差し支えないものとする。

(入退居に当たっての留意事項)

第9条 認知症対応型共同生活介護の対象者は、介護保険上の入居要件を満たしている者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たすものとする。

- (1) 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- (2) 自傷他害のおそれがないこと。
- (3) 常時医療機関において治療をする必要がないこと。

2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。

3 退居または入居困難な場合は、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

(介護計画の作成)

第10条 管理者は、計画作成担当者に認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という）の作成に関する業務を担当させる。

2 計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、個別の援助目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内

容等を記載した介護計画を作成する。

- 3 介護計画の作成、変更に際しては、利用者又は家族に対し当該計画の内容を説明し、同意を得た上で、交付する。
- 4 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供すると共に、常にその実施状況について評価を行う。

(介護等)

第11条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術を持って行う。

- 2 本グループホーム事業は、利用者の負担により、施設における従事者以外の者による介護を受けさせることはしない。
- 3 利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と従事者が共同で行うよう努める。

(事業の内容)

第12条 認知症対応型共同生活介護の内容は次の通りとする。

- (1) 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- (2) 日常生活上の世話
- (3) 日常生活の中での機能訓練
- (4) 相談、援助等

いずれも、職員による見守りや促し、誘いかけなどにより、利用者が主体となってその有する能力を最大限活用できるかたちですすめるものとする。

(食事の提供)

第13条 食事の提供は、利用者の身体状況・栄養・嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行う。また、利用者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行うよう努める。

- 2 食事の時間は、概ね以下のとおりとする。
 - (1) 朝食 午前 7時半～
 - (2) 昼食 午前 12時～
 - (3) 夕食 午後 6時～

(社会生活上の便宜の提供等)

第14条 利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努める。

- 2 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続きについて、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代行する。
- 3 通院に関しては家族対応を基本とし、家族またはその関係者で行うことが困難な場合は、必要に応じて適切な便宜を供与する。
- 4 常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流会等の機会を確保するよう努める。

(利用者の入院期間中の取り扱い)

第15条 利用者が医療機関に入院する必要があるとき、1ヶ月以内の退院が明らかに見込まれる場合には、本人及び家族の希望等を勘案し必要に応じて適切な便宜を供与する。

- 2 利用者が医療機関に入院する必要があるとき、1ヶ月以内の退院が明らかに見込まれな

い場合には、本人及び家族と協議し退居の手続きをとる。

(事業の利用料及び支払い方法)

第16条 グループホーム事業の利用料は、介護サービスに要した費用に、別途介護保険負担割合証に記された割合を乗じた金額とする。ただし、介護保険の滞納等がある場合（給付額減額措置）にはこの限りではない。また、次にあげる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。（別紙1 利用料金表参照）

- (1) 室料
 - (2) 食材料費
 - (3) 水道光熱費
 - (4) 日用品費
 - (5) 教養娯楽費
 - (6) 理美容費
 - (7) 衛生管理費
 - (8) その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用。
 - (9) 医療機関へ入院された場合の費用の請求は、室料・管理費とし、料金は入退院日を含めた利用日数分で日割り計算とする。
- 2 月の途中における入居又は退居についての料金（室料・食材料費・水道光熱費）は入退居日を含めた利用日数分での日割り計算とする。
 - 3 利用料の支払いは、月毎に発行する請求書に基づき、口座引き落としによって指定期日までに受ける。ただし、口座引き落としが困難な場合は、協議のうえ現金での支払いも可能とする。
 - 4 入居一時金なし。（退居時に居室等の原状回復費用、未収金を差し引いて返却）

(外出及び外泊)

第17条 利用者は、外出又は外泊しようとするときは、外出届又は外泊届けに所要事項を記入し、管理者に届け出るものとする。

(非常災害対策)

第18条 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には非難等の指揮をとる。

- 2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り避難訓練を行う。
- 3 非常災害訓練においては地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(入退去の記録)

第19条 入居に際しては入居の年月日及び入居している事業所の名称を、退居に際しては退居の年月日を利用者の被保険者証に記載する。

(秘密保持)

第20条 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

- 2 本事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者または家族の秘密を

保持させるため、当該従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(身体拘束に関する事項)

第21条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、入居者に対する身体的拘束その他の行動を制限する行為を行わない。やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、身体拘束の内容、目的、緊急やむを得ない理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等の記録を整備すること。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する

3 利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備すること

(虐待防止に関する事項)

第22条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 事業所における虐待防止のための指針を整備すること。

(3) 事業所において従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的(年1回以上)に開催すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 事業者は、サービス提供中に、従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

(ハラスメント対策の強化)

第23条 事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第24条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、および異常時の体制で早期の業務再開を図る

ための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（従業員の健康管理）

第25条 事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

第26条 事業者は、当該、認知症対応型共同生活介護において感染症が発生し、またはまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- （1）当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図るものとする。
- （2）当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- （3）当該事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延のための研修（年1回以上）及び訓練（年1回以上）を定期的実施する。

（苦情処理）

第27条 管理者は、提供した介護サービスに関する利用者、利用者の後見人、利用者の家族又は利用者の身元引受人からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

- 2 利用者、利用者の後見人、利用者の家族又は利用者の身元引受人からの苦情に関して、市町、国民健康保険団体連合会から質問・調査がある場合は協力するとともに、指導・助言がある場合は必要な改善を行う。
- 3 利用者、利用者の後見人、利用者の家族又は利用者の身元引受人が苦情申し立てを行ったことを理由として、利用者に対し不利益な取り扱いを行わない。

（損害賠償）

第28条 本事業所は、利用者に対する介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

- 2 本グループホーム事業の実施にあたり損害賠償保険に加入するものとする。

（衛生管理及び健康管理等）

第29条 事業所は、介護サービスに使用する施設や備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 従業員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講ずる。
- 3 事業所は、従業員に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上

の健康診断を受診させるものとする。

(緊急時対策・協力医療機関等)

- 第30条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、家族に連絡するとともに主治医又は協力医療機関にて適切な措置を講ずる。
- 2 利用者に健康上の急変があった場合は、関係機関もしくは適切に医療機関と連絡を取り救急医療等の適切な措置を講ずる。
 - 3 協力医療機関を定めておく。
 - 4 サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護保険施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整える。

(運営推進会議)

- 第31条 本事業所は、周辺地域との相互理解を深め、地域に開かれ、地域と支えあうグループホームとなるため、利用者家族、事業所の所在する市町の職員、地域住民の代表等により構成される運営推進会議を設置する。
- 2 本事業所は2ヶ月に1回運営推進会議を開催し、活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議からの必要な要望、指導、助言を受ける。

(掲示)

- 第32条 事業所の見やすい場所に、運営規定の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他サービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(記録の整備)

- 第33条 施設および設備構造、従業者並びに会計に関する諸記録を整備するとともに、利用者に対する介護計画、具体的なサービス内容等の記録、市町への通知に係る記録、苦情や事故に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(研修について)

- 第34条 事業所は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。
- 2 採用時研修 採用後1か月以内
 - 3 継続研修 年2回以上

(その他運営についての留意事項)

- 第35条 従業者等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者から求められたときは、これを提示するものとする。
- 2 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、本組合が定めるものとする。
 - 3 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

附則

この規程は、令和5年 4月 1日より施行する。

この規程は、令和6年 4月 1日より施行する。

別紙1

介護報酬の告示上の額以外に支払いを受ける金額

区 分	具 体 的 品 目	金 額
室 料	室 料	2,000 円／日
食材料費	食材料費（朝食、昼食、夕食、おやつ） ※食数に単価を乗じて計算します。	朝 食：420 円／回 昼 食：660 円／回 夕 食：600 円／回 おやつ：上記に含む
水道光熱費	・水道光熱費（4月～3月） ・冬季暖房料加算（10月～4月）	15,000 円／月
日用品費	歯ブラシ、化粧品、シャンプー、タオル等、利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要な物。	実費
教養娯楽費	・娯楽施設等への入場料 ・レクリエーション費（材料費、交通費等）	実費
その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用	行政手続き等の各種手続きや通院等に関する交通費。	大野市内は無料とし、大野市外の場合はその境界から1kmにつき25円の金額で請求
	・紙おむつ ・尿取りパット	150 円／枚 50 円／枚

※「身の回り品として日常生活に必要な物」とは、利用者の日常生活に最低限必要と考えられる物をいう。